

PCBを含有している電気機器が無いか点検を行ってください！

本文

PCBを含む電気機器等（変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など）を使用または保管しているときは、PCB特措法に基づき届出が必要です。あなたの事業所の電気室、キュービクル、倉庫などを点検してください。届出をされていない場合は、直ちに届出を行うとともに、適正に保管、処理する必要があります。詳しくは滋賀県までお問合せください。

【ホームページ】「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/sanpai/pcb.html>

滋賀県ホームページ > 環境・自然 > 廃棄物 > 廃棄物処理業

> 産業廃棄物処理関係 > ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について

【問い合わせ先】滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 廃棄物指導担当グループ

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL: 077-528-3474 FAX: 077-528-4845

【本文の詳細バージョン】

PCBを含む電気機器等（変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など）を使用または保管しているときは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき届出が必要です。あなたの事業所の電気室、キュービクル、倉庫などを点検してください。PCB含有の有無は機器メーカーや日本環境安全事業株式会社（JESCO）のホームページでも判別することができます。

PCBを含有していることが判明した場合は、直ちに届出を行うとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に保管、処理する必要があります。PCBを含む電気機器等は通常の産業廃棄物として処分することができず、不法投棄や不適正な方法で処分した場合は厳しく罰せられることがありますのでご注意ください。詳しくは滋賀県までお問合せください。